

令和5年度

沖縄県保育スキル向上研修 保育所保育指針について

保育所保育指針の概要と各章のポイント



担当講師

【講師名】

實方 徹平
じつかた てっぺい

【講義実績】

- ・沖縄県保育スキル向上研修
- ・沖縄県子育て支援員研修
- ・大分県保育士等キャリアアップ研修
- ・愛知県保育士等キャリアアップ研修
- ・宮古島市保育士等キャリアアップ研修
- ・東京都子育て支援員研修

【プロフィール】

約10年の保育士の実務経験及び多数の保育所を運営する社会福祉法人の管理部門責任者としての経験から、保育指針に基づく保育については、造詣が深い。また、複数の指定保育士養成施設の講師として、講義を数多く担当し、保育指針に関する専門知識も豊富である。

研修資料

■ 研修資料

東京リーガルマインド作成パワーポイント
ポケット版 保育所保育指針(厚生労働省)

■ 参考資料

保育所保育指針解説(厚生労働省)

お伝えしたいこと

序章
保育指針
の概要

第1章
総則の
ポイント

第2章
保育の
内容の
ポイント

第3章
健康及び
安全の
ポイント

第4章
子育て
支援の
ポイント

第5章
職員の資
質向上の
ポイント



序-1

保育所保育指針の重要性

保育所保育は、本来的には、各保育所の理念等に基づき、子どもや保護者の状況、地域の実情を踏まえて行われるのが**原則**である。

しかし

全ての子ども**最善の利益**のためには、どのような家庭や地域を背景とした保育所で保育されても、**全ての子ども**の望ましい発達を方向付ける保育が行われる必要がある。

そこで

これを保障するため、**全国共通の保育の枠組み**(全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項)として**保育所保育指針**が策定されている。

ここに

保育所保育指針の重要性があり、保育に関する専門職である**保育士等**が保育指針を**理解する必要性**がある。

※ 児童福祉施設の設備運営基準第35条は、「保育所における保育は、
.....厚生労働大臣が定める指針に従う。」と規定している。



序-2

「保育所保育指針」の構造



序-3

改正保育指針のポイント

改正された保育指針が平成30年4月1日より適用されている。

	主な改正のポイント
第一章 総則	「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」が新たに記載された。
第二章 保育の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 保育の内容を、「乳児」、「1歳以上3歳未満児」、「3歳以上児」に分けて新たに記載された。・ 乳児保育について「3つの視点」から保育の内容が新たに記載された。
第三章 健康及び安全	<ul style="list-style-type: none">・ 「アレルギー疾患を有する子どもの保育」、「重大事故の発生しやすい保育の場面での事故防止の取組」が新たに記載された。・ 「災害への備え」に関する規定が新たに設けられた。
第四章 子育て支援	「外国籍家庭など特別な配慮を必要とする家庭」への個別的な支援に関する事項が新たに記載された。
第五章 職員の資質向上	「研修の実施体制等」が新たに記載された。





序

「総則」のポイント

	内容	ポイント
1 保育所保育に関する基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の役割 ・保育の方法 ・保育の環境 ・保育所の社会的責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの最善の利益 ・養護及び教育を一体的に行う ・子どもの主体としての思いや願いを受け止める。 ・人的環境と物的環境の関係等。 ・子ども一人一人の人格を尊重 ・不適切な保育
2 養護に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・養護の理念(範囲→保育全体) 	<ul style="list-style-type: none"> ・養護に関するねらい内容は、保育全体(含3歳以上児)を通して展開する。
3 保育の計画及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・指導計画の作成 ・保育内容等の評価及び評価を踏まえた計画の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満児と3歳以上児の指導計画の違い ・自己評価(保育の見直し)を通して専門性の向上や保育の質の向上に努める。
4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・育みたい資質・能力 ・幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識及び技能の基礎等 ・健康な心と体 ・自立心 ・協同性等



1-1

子どもの「最善の利益」

【保育指針 第1章1(1)】

ア 保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する**子どもの最善の利益**を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

上記、保育指針では、「保育所は、……入所する**子どもの最善の利益**を考慮し、……。」とありますが、**子どもの最善の利益**とはどのようなものかを検討していきましょう。

1-2

「最善の利益」に関する規定

【子どもの権利条約第3条】

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、…児童の**最善の利益**が主として考慮されるものとする。

【児童福祉法第2条】

全て国民は、……児童の……意見が尊重され、その**最善の利益**が優先して考慮され……るよう努めなければならない。

最善の利益

【保育指針第1章1.(1)ア】

保育所は、……入所する子どもの**最善の利益**を考慮しその福祉を積極的に増進する……生活の場でなければならない。

【全国保育士会倫理綱領】

私たちは、一人ひとりの子どもの**最善の利益**を第一に考え保育を……するよう努めます。

1-3

「最善の利益」の内容

【保育指針解説第1章1, (1)ア】

……「子どもの最善の利益」については、……保護者を含む**大人の利益が優先されることへの牽制**や、**子どもの人権を尊重することの重要性**を表している。

【子どもの権利条約の
4つの権利】

- ・生きる権利
- ・守られる権利
- ・育つ権利
- ・参加する権利

最善の利益

【旧保育指針解説第6章1.(1)】

【最善の利益を考慮する基準例】

- ・ **子ども**の年齢、性別、背景その他の特徴
- ・ **子ども**の確かめ得る意見と感情
- ・ **子ども**の身体的、心理的、教育的及び社会的ニーズ
- ・ 保護者に対してとられた支援の結果、**子ども**の状況の変化が子どもに及ぼす影響等

要するに**子どもの立場**で考える。

1-4

「最善の利益」の具体的検討

2才児のひとりの子どもが、でんぐり返しをして遊びだしました。

これを見た保育士Aは危険なのでやめさせようと思いました。

また、保育士Bは体力がついたり、体が柔らかくなるので、子どもの最善の利益になると考えていました。

この点、**子どもの最善の利益**の観点から、どのように考えるべきでしょうか。



2-1

「養護及び教育」を一体的に行う

【保育指針 第1章1(1)】

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、**養護及び教育を一体的に行う**ことを特性としている。

上記、保育指針では、「保育所は、……**養護及び教育を一体的に行う**……。」とありますが、**養護及び教育を一体的に行う**とはどのようなものか検討していきましょう。

2-2

「養護及び教育を一体的に行う」事例①

【 検討事例 】

保育士になって5年目のAさんは、新しく入所してきた下記のような子どもに出会った。

「生後6か月のSちゃんは、どんなに汚れていてもおむつ交換する際に嫌がって足をばたばたし、なかなか換えさせてくれません。」

(全国保育士会倫理綱領ガイドブックより)



このような場合に、皆さんはどんな対応をしますか。

2-3

「養護及び教育を一体的に行う」事例②

【保育士Aさんの対応例】

Aさんは、Sちゃんが楽しく感じられるようなおむつ交換にしたいと考え、おむつ換えコーナーを**明るくあたたかな雰囲気**がでるように工夫しました。

おむつ交換は、あやしたり、くすぐったり、**1対1のふれあい遊びを楽しむように**していきました。



横にすると嫌がっていたSちゃんですが、いつしか手を出して抱っこを求め、おむつ交換マットで盛んに手足を動かして、**保育士の働きかけを期待して**待っている様子が見えようになりました。

2-4

「養護及び教育を一体的に行う」事例③

前の事例において、

どのような面が「**養護**」で、

どのような面が「**教育**」でしょうか。

3-1

保育の方法（子どもの主体性）

【保育指針 第1章1. (3)】

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、**子どもの主体**としての思いや願いを受け止めること。

上記、保育指針では、「**子どもの主体としての思いや願いを受け止めること……**」。とありますが、これは、どのようなことでしょうか。検討していきましょう。

3-2

「子どもの主体性」の例

残さず食べてほしい

→はじめは一口ずつ、食べられる量からお皿に取り分けて

最後まで椅子に座って食べてほしい

→椅子やテーブルの大きさは合っているか確認

好き嫌い無く食べられるようになってほしい

→これ食べたら、これも食べてみる？

食事の前後の挨拶をちゃんとしてほしい

→保育士がお手本になる



保育士の
子どもの主体性を
大切にする工夫

4-1

「保育の環境」を学ぶ前提知識

【保育指針解説 第1章 1. (4)】

「保育士等は、子どもが**環境との相互作用**を通して成長・発達していくことを理解し、……。」

【保育指針 第1章 1. (1) イ】

「保育所は……保育所における**環境**を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」

上記には保育の環境の前提として、子どもは**環境との相互作用**によって**発達**すること、保育所は保育所における**環境**を通して保育を行うこと、が記載されています。

ここでは、この**環境**について検討します。

4-2

「保育の環境」の種類と設定

【保育指針 第1章 1. (4)】

保育の環境には、保育士等や子どもなどの**人的環境**、施設や遊具などの**物的環境**、更には自然や社会の事象などがある。

保育所は、こうした人、物、場などの**環境が相互に関連し合い**、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、**計画的**に環境を構成し、**工夫**して保育しなければならない。

保育指針は環境に関し、その種類として人的環境、物的環境、自然や社会の事象を記載し、これらが**相互に関連し合うこと**、及び環境を**計画的**に工夫することを規定しています。

これらを具体的に検討していきましょう。

4-3

保育の環境の関連・相互作用

物的環境と人的環境の相互作用

物的環境は人的環境との相互作用によって、子どもの発達に対する効果が大きくなります。

したがって、保育士等は、この相互作用に工夫をする必要があります。(絵本(物的環境)の読み聞かせの効果は、保育士(人的環境)の読み方(声のトーン等)で大きく変わります。

書き言葉を聴く喜びを感じることは、話し言葉から文脈を持った書き言葉に発達していくきっかけになります。これが、まさしく、保育の専門性です。



4-4

環境の工夫の実施例

厚生労働省のHPIに「子どもを中心に保育の実践を考える」というタイトルで実践事例集が公開されています。

この中の「事例11→子どもの主体性を尊重する保育を目指し、環境構成を工夫する」が、環境の工夫に関するものです。是非、実際に確認し、参考にしてください。



5-1

社会的責任（子どもの人権）

【保育指針 第1章1.(5)】

ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

上記、保育指針では、「人権に十分配慮及び、…一人一人の人格を尊重して」とありますが、具体的にどのようなことか検討していきましょう。

5-2

子どもの人権の具体的な意味

【保育指針解説 第1章1.(5) ア】

子どもに対する体罰や言葉の暴力が決してあってはならないことはもちろんのこと、日常の保育においても、子どもに身体的、精神的苦痛を与えることがないよう、子どもの人格を尊重するとともに、子どもが権利の主体であるという認識をもって保育に当たらなければならない。

上記、解説には、「精神的苦痛」「子どもの人格を尊重」「子どもが権利の主体」と記載されています。これをさらに、具体的に検討していきましょう。

5-3

子どもの人権を侵害（不適切な保育）

子どもの人権を侵害する保育として重要なのは、知らず知らずに侵害してしまうことです。**不適切な保育**として検討されています。

【不適切な保育の具体的な行為例】

- ① 子ども一人一人の人格を尊重しない関わり
- ② 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ③ 罰を与える・乱暴な関わり
- ④ 子ども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- ⑤ 差別的な関わり

【人権擁護のためのチェックリスト
（全国保育士会）】より

5-4

不適切な保育の具体例

【不適切と思われるかかわりの具体例】

母親から離れない子どもに、「ずっとママに抱っこされていたら、**恥ずかしいよ**」と言う。

【適切なかかわりへのポイント】



人権擁護のためのチェックリスト（全国保育士会）

5-5

参考になる資料

不適切な保育の具体例を検討するのに役立つ資料として、下記のものがある。



保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト
～「子どもを尊重する保育」のために～
全国保育士会



6-1

養護に関する基本的事項

【保育指針 第1章2(1)】

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。

保育所における**保育全体を通じて**、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

保育所における**保育全体を通じて**、養護に関する及び内容を踏まえた保育が展開されなければとはどういう意味でしょうか。具体的に検討していきましょう。

6-2

保育全体を通して行う養護

養護と教育の一体的保育の内容は、3歳未満児に養護的かかわりが多く、年齢が上がるにつれ教育的かかわりが多くなるのではなく、**どの年齢においても養護と教育は一体的**に行う必要がある。

↓

どの年齢でも養護と教育を一体的に行う保育指針上の根拠

- ・第1章 **総則** 2 養護に関する基本的事項
- ・各発達段階のねらい及び内容における記載

「本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された**養護**における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、**一体となって**展開されるものであることに留意が必要である。」

保育指針 第2章 1(1) **ウ**、第2章 2(1) **ウ**、第2章 3(1) **ウ**

6-3

各年齢における養護と教育

乳児

おむつ替えは、清潔、健康の観点から重要で、生命の保持という観点から**養護**に一環であり、

また、保育士等が「さっぱりしたね」というような言葉を発することで、さっぱりする感覚、気持ちよいという感覚を学ぶ点で、**教育**の面もある。



幼児(3歳以上児)

自分の思い(ある友だちと一緒に遊びたい)を上手く言い出せない場合に、保育士等が仲立ちをして、言い出しやすくする場合は、子どもが自分の気持ちを安心して表すことができるようにする、という意味で**養護**の面があり、

また、子どもにとっては、自分の気持ちが表せるようになる、という意味で、**教育**の面もある。



7-1

全体的な計画

【保育指針 第1章 3. (1)】

ア 保育所は、<…略…>子どもの発達過程を踏まえて、<…略…>保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、**全体的な計画**を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する**長期的**見通しをもって適切に作成されなければならない。

「**全体的な保育計画**」とは、保育所の保育方針等を踏まえ、子どもの**在籍期間の全体**にわたって、保育の目標を達成するために、保育をどのように進めるか(どのような道筋で養護と教育が一体となった保育を進めていくか)を示したものである。

これに基づき乳幼児等の指導計画、保健計画、食育計画を作成する必要がある。

7-2

指導計画

【保育指針 第1章 3. (1)】

ウ 全体的な計画は、**これに基づく指導計画**、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

【保育指針 第1章 3. (2)】

ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した**長期的な**指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した**短期的な**指導計画を作成しなければならない。

全体的な計画に基づき、具体的な指導計画を作成する。
年間、期間、月間指導計画等の**長期的な**ものと、週間カリキュラムやデイリープログラム等の**短期的な**ものがある。

7-3

指導計画の作成

【保育指針 第1章 3. (2)】

イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。

- (ア) **3歳未満児**については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、**個別的な計画を作成すること**。
- (イ) **3歳以上児**については、**個**の成長と、子ども相互の関係や**協同的な活動**が促されるよう配慮すること。

3歳未満児と**3歳以上児**の指導計画の作成を考える上での違いについて確認します。

7-4

指導計画の作成の基本方針

3歳未満児と**3歳以上児**の指導計画の作成を考える上での違い。



3歳未満児・・・心身の発達が顕著であり、個人差も大きいので、その指導計画は、個人別に作成することが必要になる。

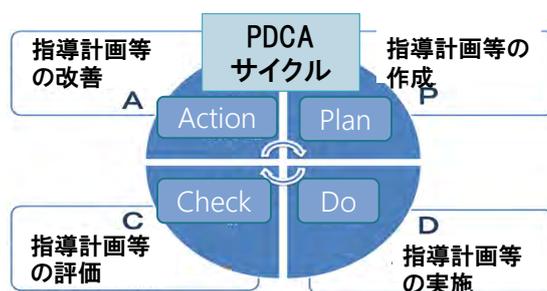
3歳以上児・・・クラスやグループなどの**集団**生活が中心となるが、集団を構成しているのは一人一人の子どもなので、**個**の成長と子ども相互の関係や共同的な活動が促進されるような指導計画を作成する。

7-5

指導計画の展開

【保育指針 第1章 3. (3)】

エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の**見直し**を行い、**改善**を図ること。



8-1

保育士等の自己評価

【保育指針 第1章3(4)ア】

(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、**自己評価**することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(イ) 保育士等による**自己評価**に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

保育実践の評価には、自己評価、利用者評価、第三者評価があるが、その中心になるのは、保育士等が自ら振り返る**自己評価**です。自己評価について検討していきましょう。

8-2

保育所の自己評価

【保育指針 第1章3.(4)ア】

(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

【保育指針 第1章3.(4)イ】

(ア) **保育所**は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行いその結果を公表するよう努めなければならない。

保育士等や保育所の自己評価により、保育士等の専門性の向上や保育実践の改善が見込まれる。自己評価は、**継続的、循環的**に行う必要がある。

これにより、保育の内容を比較でき、さらに保育の質の向上を図ることができるからである。

8-3

評価を踏まえた計画の改善

【保育指針 第1章3(5)】

ア 保育所は、評価の**結果**を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の**改善**を図ること。

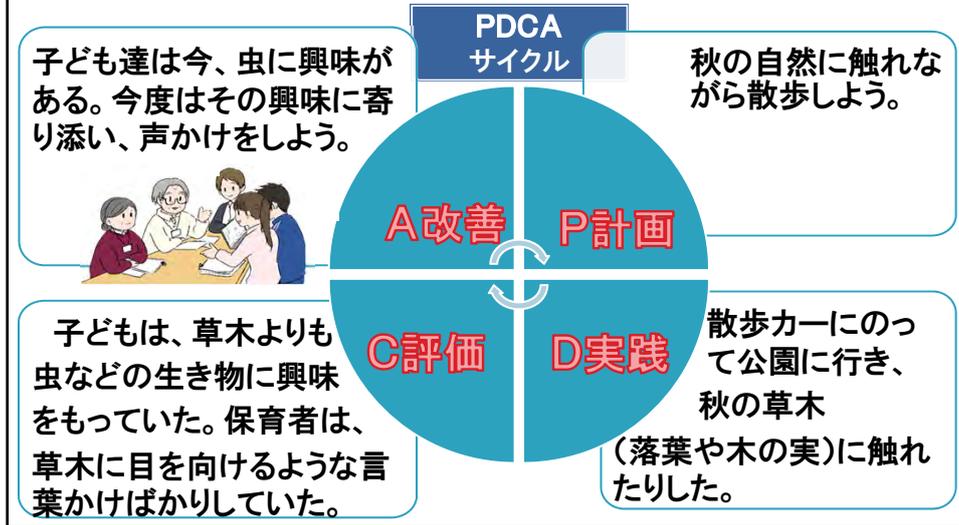
イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

評価を踏まえて改善するということは、**PDCAサイクル**を考えるとということです。

次に、PDCAサイクルの具体例について見てみましょう。

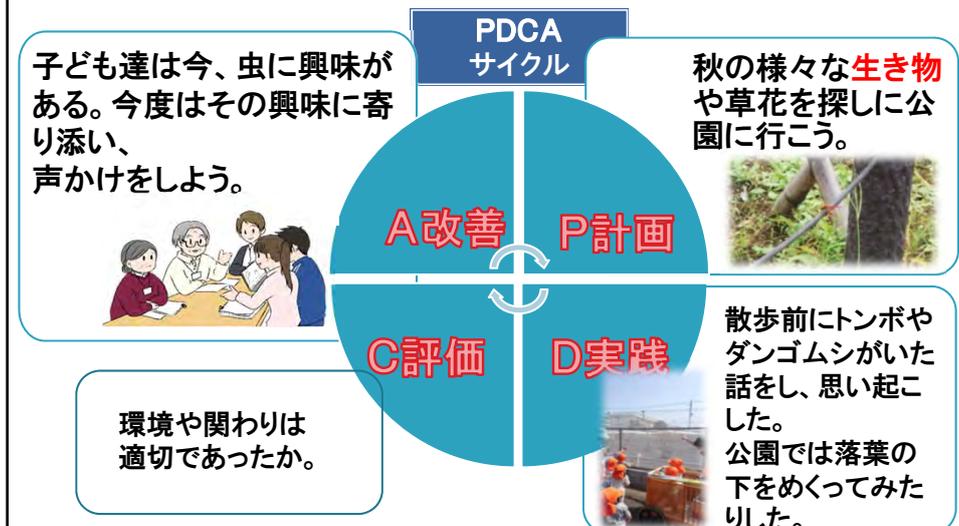
8-4

PDCAサイクル具体例



8-5

PDCAサイクル具体例



8-6

自己評価ガイドライン(厚生労働省)①

保育士等が子どもの理解を踏まえ、自らの保育の計画と実践を振り返り、改善・充実にに向けた評価の基本的な流れと内容。



出典：厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」

8-7

自己評価ガイドライン(厚生労働省)②

保育所が、全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価についての基本的な流れと内容。



出典：厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」

9-1

幼児教育を行う施設として共有すべき事項

改正保育指針は、**小学校との連続性**を保障する観点から、保育所、幼稚園、認定こども園と共通の内容である「**幼児教育を行う施設として共有すべき事項**」を規定している。



3歳以上児の教育部分を共通にする。

保育所保育指針 ⇒ 第1章—4

幼稚園教育要領 ⇒ 第1章—2

幼保連携型認定こども園教育・保育要領
⇒ 第1章 第1—3

9-2

育みたい資質・能力

改正保育指針では、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、「**育みたい資質・能力**」及び「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を新たに示した。

【保育指針 第1章 4(1) **育みたい資質・能力**】

- (ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「**知識及び技能の基礎**」
- (イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「**思考力、判断力、表現力等の基礎**」
- (ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「**学びに向かう力、人間性等**」

9-3

「資質・能力」と毎日の保育の積み重ね

毎日の保育の積み重ねによって資質・能力が育まれる。



「育みたい資質・能力」は、**前日**にできなかったことを、**今日**、どうすればできるようになるかを繰り返し試す活動によって育まれる。

保育士等は、子どもがこのような活動を経験できるように援助すべきである。例えば、

砂場で山を作ることはできたが、トンネルを掘ることが上手くできなかった場合、**翌日**、またトンネルを掘る**遊び**を**工夫**しながら**できる**ようにするようなことである。

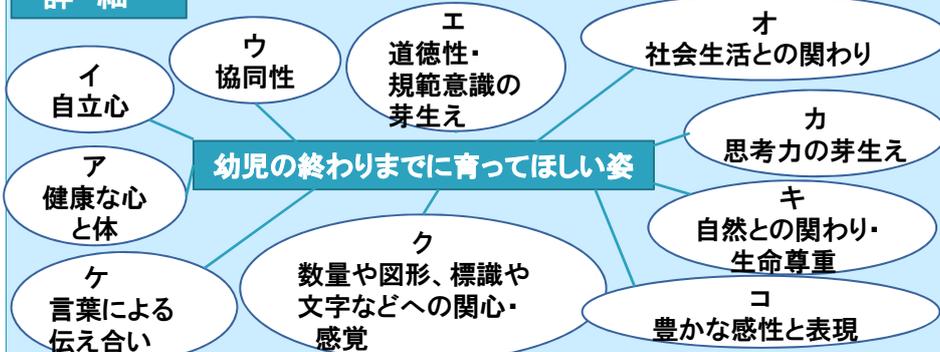
9-4

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10項目)

改正保育指針では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、10項目をあげている。



詳細



9-5

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(具体的内容)

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿に関する保育指針の規定。

【保育指針 第1章 4(2)】

次に示す「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。……………以下省略



序 「保育の内容」のポイント

項目	内容	ポイント
1 保育の内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育の内容の構成（保育の内容を記載する年令の分け方） ・ ねらいと内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「乳児」 ・ 「1歳以上3歳未満児」 ・ 「3歳以上児」 ・ 「ねらい」と「内容」の意義
2 乳児保育に関わるねらい及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児保育の基本的事項（「ねらい」及び「内容」に関する三つの視点） ・ 乳児保育のねらい ・ 乳児保育の内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健やかに伸び伸びと育つ ・ 身近な人と気持ちを通じ合う ・ 身近なものに関わり感性が育つ
3 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1歳以上3歳未満児の保育の基本的事項（「ねらい」及び「内容」に関する5つの領域） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康 ・ 人間関係 ・ 環境 ・ 言葉 ・ 表現 ・ 三つの視点と五つの領域の関係
4 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 五つの領域 ・ 小学校教育との接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康 ・ 人間関係 ・ 環境 ・ 言葉 ・ 表現 ・ 段差の解消



1-1 「保育の内容」の構成と改正点

保育の内容は、大きくは、「乳児」、「1歳以上3歳未満児」、「3歳以上児」で構成されている。

乳児

→ 発達の諸側面が未分化であるため、5領域ではなく、**3つの視点**が示された

1歳以上3歳未満児

→ 乳児とともに心身の発達の基盤が形成される上で極めて重要な時期（**学びの芽生え、生涯の学びの出発点**）であるので記載を充実された。

3歳以上児

→ 認定こども園や幼稚園と**共に**、幼児教育を担う施設として位置づけられた。

1-2

「ねらい」と「内容」の意義

【保育指針第2章頭書】

「ねらい」

保育の目標をより具体化したものであり、子どもが保育所において、安定した生活を送り、充実した活動ができるように、保育を通じて育みたい**資質・能力**を、子どもの**生活する姿**から捉えたものである。

「内容」

「内容」は、「ねらい」を達成するために、子どもの生活やその状況に応じて**保育士等が適切に行う事項**と、保育士等が援助して子どもが**環境に関わって経験する事項**を示したものである。

2-1

乳児保育の基本的事項

【保育指針第2章1(1)イ】

乳児保育のねらいと内容について三つの視点を示している。

身体的発達
に関する視点



「健やかに伸び伸びと育つ」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだす力を養う。

社会的発達
に関する視点



「身近な人と気持ちが通じ合う」

受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の基盤を培う。

精神的発達
に関する視点



「身近なものに関わり感性が育つ」

身近な環境に興味や好奇心をもって関わり、感じたことや考えたことを表現する力の基盤を培う。

2-2

乳児保育のねらい

乳児保育のねらいは、発達を捉える**3つの視点(身体的、社会的、精神的発達)**のそれぞれに関し、保育指針第2章1. (2)ア、イ、ウに記載されている。



視 点	主 な ね ら い
健やかに伸び伸びと育つ	身体感覚が育つ。はう、歩くなどの運動をしようとする。生活のリズムの感覚が芽生える。
身近な人と気持ちを通じ合う	身近な人と共に過ごす喜びを感じ、親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感が芽生える。
身近なものに関わり感性が育つ	様々なものに興味や関心をもち、身近な環境に自分から関わろうとする。

3-1

乳児保育の内容①

基本的な生活習慣の土台となる経験をすることや他者への親しみ、自己肯定感が芽生える関わり合い等が必要である。



視 点	主 な 内 容
健やかに伸び伸びと育つ	① 保育士等の愛情豊かな受容の下で、生理的・心理的欲求を満たし、心地よく生活をする。
	② 一人一人の発育に応じて、はう、立つ、歩くなど、十分に体を動かす
	③ 個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しむ。
	④ 一人一人の生活のリズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする。
	⑤ おむつ交換や衣服の着脱などを通じて、清潔になることの心地よさを感じる。

【健やかに伸び伸びと育つ】

3-2

睡眠 ～入眠の儀式～

いつものように
いつもの場所で...

トントン
して寝ます

おっぱい
飲みながら
寝ます

背中を
さすります

抱っこで
寝ます

タオルの端
を持って寝
ます

絵本を
1冊読み
ます。



3-3

乳児保育の内容②

基本的な生活習慣の土台となる経験をすることや他者への親しみ、自己肯定感が芽生える関わり合い等が必要である。

視点	主な内容
身近な人と気持ちが通じ合う	① 子どもからの働きかけを踏まえた、応答的な触れ合いや言葉がけによって、欲求が満たされ、安定感をもって過ごす。
	② 体の動きや表情、発声、喃語等を優しく受け止めてもらい、保育士等とのやり取りを楽しむ。
	③ 生活や遊びの中で、自分の身近な人の存在に気づき、親しみの気持ちを表す。
	④ 保育士等による語りかけや歌いかけ、発声や喃語等への応答を通じて、言葉の理解や発語の意欲が育つ。
	⑤ 温かく、受容的な関わりを通じて、自分を肯定する気持ちが芽生える。

3-4

【身近な人と気持ちを通じ合う】 一人一人に応じた適切な援助



3-5

乳児保育の内容③

基本的な生活習慣の土台となる経験をすることや他者への親しみ、自己肯定感が芽生える関わり合い等が必要である。



視 点	主 な 内 容
身近なものとの関わり感性が育つ	① 身近な生活用具、玩具や絵本などが用意された中で、身の回りのものに対する興味や好奇心をもつ。
	② 生活や遊びの中で様々なものに触れ、音、形、色、手触りなどに気付き、感覚の働きを豊かにする。
	③ 保育士等と一緒に様々な色彩や形のものや絵本などを見る。
	④ 玩具や身の回りのものを、つまむ、つかむ、たたく、引っ張るなど、手や指を使って遊ぶ。
	⑤ 保育士等のあやし遊びに機嫌よく応じたり、歌やリズムに合わせて手足や体を動かして楽しんだりする。

3-6

【身近なものとの関わり感性が育つ】
玩具とのかかわり



4-1

1歳以上3歳未満児保育の基本的事項

【保育指針第2章2(1)イ】

1歳以上3歳未満児保育のねらいと内容について五つの領域を示している。

心身の健康に関する領域

→「健康」

人との関わりに関する領域

→「人間関係」

身近な環境との関わりに関する領域

→「環境」

言葉の獲得に関する領域

→「言葉」

感性と表現に関する領域

→「表現」

4-2

5つの領域の具体的内容

領域	具体的内容
健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。
人間関係	他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
言葉	周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
環境	経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
表現	感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

4-3

3つの視点と5つの領域の関係①

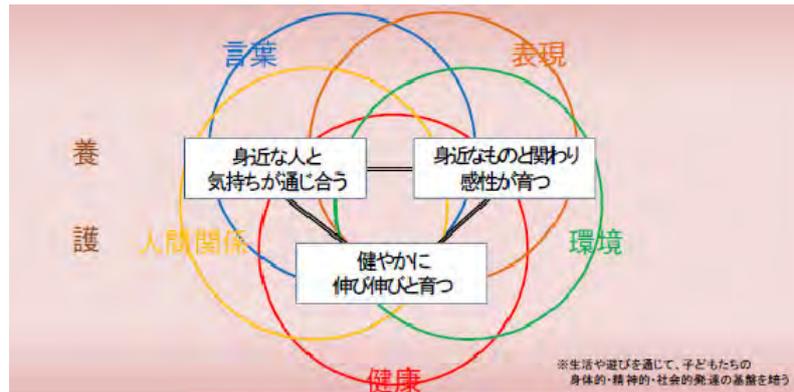
3つの視点は、「学びの芽生え」として、5つの領域につながる(連続性)。

視点		領域
健やかに伸び伸びと育つ	➡	健康
身近な人と気持ちを通じ合う	➡	人間関係 言葉
身近なものに関わり感性が育つ	➡	環境 表現

4-4

3つの視点と5つの領域の関係②

3つの視点と5つの領域を図に表すと下記のようなになる。



出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「保育所保育指針の改定について」

5-1

1歳以上3歳未満児の保育のねらい

ねらいは、発達を捉える5つの領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)のそれぞれに関し、**保育指針第2章2(2)**に記載されてる。

領域	主なねらい(例)
健康	様々な動きをしようとする。健康、安全な生活に必要な習慣に気付く。
人間関係	身近な人と関わる心地よさを感じ、きまりの大切さに気付く。
環境	様々なものに興味や関心をもち、発見を楽しんだり、考えたりしようとする。
言葉	人の言葉や話などを聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
表現	自分なりに表現しようとする。イメージや感性が豊かになる。

5-2

1歳以上3歳未満児の保育の内容

自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。保育指針第2章2(2)に記載されている。



領域	主な保育内容(例)
健康	食事・遊び等の生活のリズムを形成し健康な心と体が育つ。
人間関係	様々な人との関わりから、きまりやその大切さに気付く。
環境	身の回りの環境(玩具、人等)に触れ、関心をもつ。
言葉	保育士等を仲立ちとしたやりとりから言葉に関心をもつ。
表現	保育士等からの話や生活や遊びの中での出来事を通してイメージや想像力が豊かになる。

5-3

【健康】

進んで体動かしたり、食べようとする意欲

お腹すいた
ね～！



おいしそうな
におい～！

5-4

【人間関係】

自分で何かをしようとする気持ちを尊重

私が全部使っているの！



5-5

【環境】

玩具などの選び



5-6

【言葉】

楽しく言葉のやり取りができるようにする工夫



5-7

【表現】

様々な表現の仕方を経験させる工夫



5-8

保育の内容の事例検討

A保育園の園児のBちゃん(1歳児)とCちゃん(1歳児)は、オモチャの取り合いをし、Bちゃんは、自分でオモチャを使うために、Cちゃんに噛みついてしまい、Cちゃんは、泣き出してしまった。

このような場合、保育士はどのようにかかわるべきでしょうか。

5つの領域の観点から考えてみましょう



6-1

3歳以上児の保育の基本的事項

この時期になると、発達にさらに分化し、3つの視点が、5領域となった1歳以上3歳未満児の発達と連続性を持ち、5領域が考えられている。個の成長と集団としての活動の充実が図られる。

【保育指針第2章3(1)イ】

心身の健康に関する領域

→「健康」

人との関わりに関する領域

→「人間関係」

身近な環境との関わりに関する領域

→「環境」

言葉の獲得に関する領域

→「言葉」

感性と表現に関する領域

→「表現」

6-2

3歳以上児の保育のねらい

ねらいは、発達を捉える5つの領域(健康、人間関係、環境、言葉、表現)のそれぞれに関し、保育指針第2章3(2)に記載されている。



領域	主なねらい
健康	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する。
人間関係	一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつ。
環境	身近な事象を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする。
言葉	人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
表現	生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ。

6-3

3歳以上児の保育の内容

この時期の保育においては、個の成長と**集団としての活動**の充実が図られるようにすることが必要となる。



領域	主な保育内容
健康	保育所における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。
人間関係	友達と楽しく生活する中できまりの大切さに気付き、守ろうとする。
環境	身近な物や遊具に興味をもって関わり、工夫して遊ぶ。
言葉	人の話を注意して聞き、相手に分かるように話す。
表現	自分のイメージを動きや言葉などで表現したり、演じて遊んだりするなどの楽しさを味わう。

6-4

集団としての活動①



6-5

集団としての活動②



7-1

幼児教育を行う施設として共有すべき事項

新しい保育所保育指針は、**小学校との連続性**を保障する観点から、保育所、幼稚園、認定こども園と共通の内容である「**幼児教育を行う施設として共有すべき事項**」を規定している。



【3歳以上児の教育部分を共通にする。】

保育所保育指針 ⇒ 第1章—4

幼稚園教育要領 ⇒ 第1章—2

幼保連携型認定こども園教育・保育要領
⇒ 第1章 第1—3

7-2

ねらい及び内容に基づく保育の目的

【保育指針 第2章3(3)】

ア 第1章の4の(2)に示す「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して**資質・能力**が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮すること。

上記、保育指針では、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」とありますが、これが具体的にどのようなものかを検討していきましょう。

7-3

育みたい資質・能力

改正保育指針では、「幼児教育を行う施設として共有すべき事項」として、「育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を新たに示された。

【保育指針 第1章 4(1) 育みたい資質・能力】

- (ア) 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (イ) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (ウ) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

7-4

「資質・能力」と毎日の保育の積み重ね

毎日の保育の積み重ねによって資質・能力が育まれる。

「育みたい資質・能力」は、前日にできなかったことを、今日、どうすればできるようになるかを繰り返し試す活動によって育まれる。

保育士等は、子どもがこのような活動を
経験できるように援助すべきである。例えば、



砂場で山を作ることはできたが、トンネルを掘ることが上手くできなかった場合、翌日、またトンネルを掘る遊びを工夫しながらできるようにするようなことである。

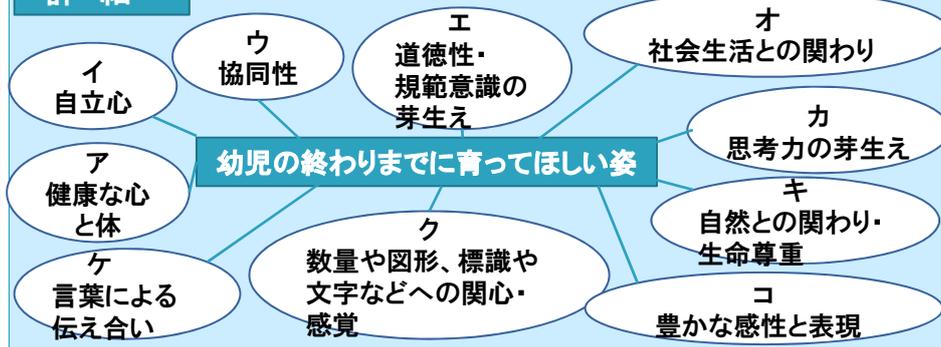
7-5

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の10項目

ポイント

保育所保育指針では、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿として、10項目をあげている。

詳細



7-6

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関する保育指針の規定。

【保育指針 第1章 4 (2)】

次に示す「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」は、第2章に示すねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮するものである。

ア 健康な心と体

保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる

イ 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。……以下省略

幼児教育と小学校教育との接続には、どのような問題があるか。

保育所と小学校の違い

生活や遊びを中心とした
経験カリキュラムである幼
児教育に対して、小学校教
育は教科等の学習が中心
の**教科カリキュラム**となる。
カリキュラムの構成原理
が異なる。
このような違いは段差と
いわれる。



解決策

特に5歳児後半から1年
生の前半の移行期の保
育・教育を見直しなが
ら、ある程度まで段差を低
くして、どの子どもも自分
の力でその段差を乗り越え
られるようにしていくこと
である。



第3章 「健康及び安全」のポイント

序 「健康及び安全」のポイント

	内容	ポイント
1 子どもの健康支援	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態の把握 健康増進 疾病等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態の把握の方法 保育所における健康増進 疾病等への対応(感染症対策等)
2 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の特性を生かした食育 食育の環境の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の特性を生かした食育 食育の具体例(PDCAサイクル) 食育の環境の整備等
3 環境及び衛生管理並びに安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 環境及び衛生管理 事故防止及び安全対策 	<ul style="list-style-type: none"> 保育所の環境及び衛生管理 睡眠中の事故防止 誤食事故防止
4 災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> 施設・設備等の安全確保 災害発生時の対応体制及び避難への備え 地域の関係機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> マニュアルの作成 避難訓練の実施。 <ul style="list-style-type: none"> マニュアルの改訂



1-1 子どもの健康状態と発育・発達状態の把握

【保育指針第3章1(1)】

ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、**定期的・継続的に**、また、必要に応じて随時、把握すること。

イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど**適切な対応**を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

保育士等による日々の健康観察では、子どもの心身の状態をきめ細かに確認し、**平常とは異なった状態**を速やかに見つけ出すことが重要です。

1-2 健康状態の把握の方法

保育士等は、**平常とは異なった状態**を速やかに、見つけ出すことが重要である。

現在の子ども状況

日頃の子どもの心身の状態

日頃の子どもの心身の状態と違うかどうか確認する。

平常とは異なった状態の把握

【観察すべき項目】
 機嫌
 食欲
 顔色
 活動性
 その他個別状況

1-3 健康状態の把握の方法(例)

別添3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

①子どもの症状を見るポイント



○ 子ども一人一人の元気な時の【平常】を知っておくことが症状の変化に気づくめやすくなります。

○ いつもと違うこんな時は、子どもからのサインです！

- ・寝から醒れず暗闇が悪い(ぐずる)
- ・睡眠中に泣いて目が覚める
- ・元気がなく顔色が悪い
- ・きっかけがないのに吐いた
- ・便がゆるい
- ・普段より食欲がない

○ 今までなかった発しんに気がいたら・・・

- ・他の子どもたちとは別部へ移しましょう。
- ・発しん以外の症状はないか、発しんの時間とともに増えないか、などの観察をしましょう。
- ・かみそや伝染病検査、一緒に遊んだ子どもの中に、感染症が疑われる症状がみられる子どもがいなければ、確認しましょう。

保育所における感染症対策ガイドライン2018年度(2021年一部改訂)(厚生労働省)

2-1 保育所における健康増進

保育所は子どもの**健康状態の保持、増進**のためどのようなことをすべきか

【保育指針第3章1(2)】

ア 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの**健康の保持及び増進**に努めていくこと。

健康診断など、保健の活動についての**記録と評価**及びこれに基づく**改善**という**一連の取組**により、子どもの健康の保持と増進が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことが重要である。
いわゆるPDCAサイクルである。

3-1 疾病等への対応

保育所における**子どもの疾病等**への対応はどのようにすべきか。

【保育指針第3章1(3)】

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、**保護者に連絡**するとともに、**適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等**と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて**嘱託医、市町村、保健所等**に連絡し、その指示に従うとともに、**保護者や全職員**に連絡し、予防等について協力を求めること。

また、**感染症**に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。……続く

3-1 保育所における感染症対策

- 乳幼児が長時間、集団で生活する保育所では「一人一人の子ども」と「集団全体」の両方の健康と安全を確保する
- 乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づいた対策を行う



子ども同士で接触する機会が多い



床をはい、ものを舐める



大人の支援が必要となる

保育所における感染症対策ガイドライン2018年度(研修教材)(厚生労働省)

4-1 保育所の特性を生かした食育

保育所では、**食育**はどのように取り組むべきか。

【保育所保育指針第3章2】

(1) 保育所の特性を生かした食育

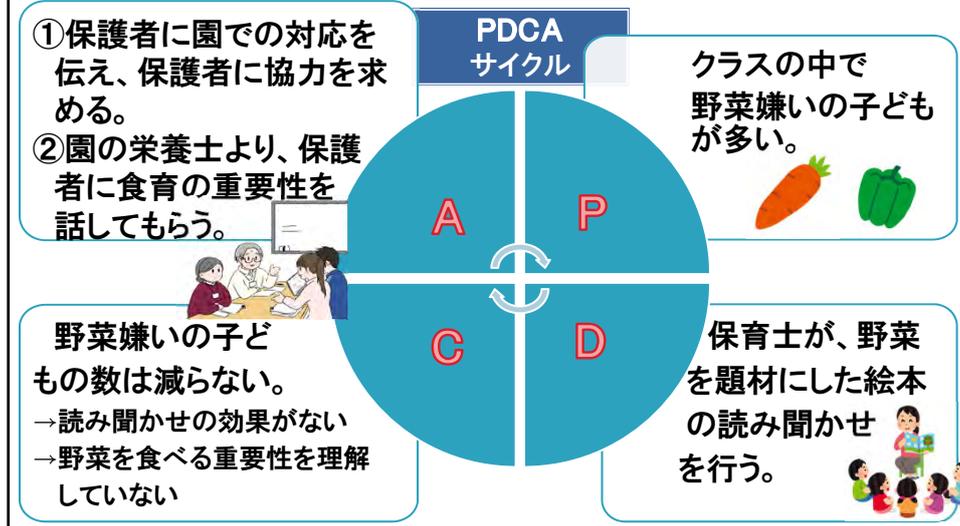
ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「**食を営む力**」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とすること。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

食は、子どもが**豊かな人間性**を育み、**生きる力**を身に付けていくために、また、子どもの健康増進のために重要である。

4-2

食育の具体例(PDCAサイクル)



4-1 食育の環境の整備等

保育所は、**食育の環境整備**についてどのように取り組むべきか。

【保育所保育指針第3章2(2)ア、イ】

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など**食に関わる保育環境**に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との**連携**及び**協働**の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

育てた食材で、調理活動を行うことや調理過程の一部を手伝うこと等の体験を通して、また、調理室における調理の様子を見たり、調理員等と一緒に食べたりする経験などを通じて、**食材や調理する人への感謝の気持ち**、生命を大切にする気持ちなどが育んでいく。

5-1 保育所の環境及び衛生管理

保育所における**環境及び衛生管理**は、どのように行うべきか。

【保育指針第3章3】

(1) 環境及び衛生管理

ア 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に**適切な状態**に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の**衛生管理**に努めること。

イ 施設内外の**適切な環境**の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。

保育にあたっては子どもの**心身の健康と情緒の安定**を図るため**心地よく過ごす**ことができるよう環境を整えることが大切である。

6-1 事故防止及び安全対策

事故の発生を防止するために取り組むべきことは、何か。

【保育所保育指針第3章3】

(2) 事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の**共通理解**や**体制づくり**を図るとともに**家庭や地域の関係機関**の協力の下に安全指導を行うこと

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、**睡眠中、プール活動・水遊び中、食事等の場面**では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

重大事故は、**睡眠、プール活動中及び水遊び、食事等の場面**で発生しやすいので特に注意すべきである。

6-2 睡眠中の事故防止例

睡眠中の赤ちゃんの死亡を減らしましょう

SIDS対策

赤ちゃんの死亡を減らすには、乳幼児突然死候群（SIDS）の危険性を減らすことが重要です。

赤ちゃんを仰向けに寝かせましょう

1歳になるまでは、寝かせる時は赤ちゃんを仰向けに寝かせましょう。うつぶせや側臥は、赤ちゃんの呼吸を妨げる可能性があります。また、赤ちゃんの顔がマットレスや布団に埋もれないように注意してください。

敷布団・マットレス・枕は固めのもの、掛け布団は軽いものを選びましょう

柔らかい布団や枕は、赤ちゃんの呼吸を妨げる可能性があります。また、赤ちゃんの顔が布団に埋もれないように注意してください。

口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは避けましょう

赤ちゃんの顔や首を覆ったり、首に巻き付くものは避けましょう。また、赤ちゃんの顔が布団に埋もれないように注意してください。

窒息事故防止のために

赤ちゃんが寝ている間に、窒息事故防止のために、乳幼児突然死候群（SIDS）の危険性を減らすことが重要です。

ベビーベッドに寝かせ、欄は高に上げておきましょう

ベビーベッドに寝かせ、欄は高に上げておきましょう。また、赤ちゃんの顔が布団に埋もれないように注意してください。

敷布団・マットレス・枕は固めのもの、掛け布団は軽いものを選びましょう

柔らかい布団や枕は、赤ちゃんの呼吸を妨げる可能性があります。また、赤ちゃんの顔が布団に埋もれないように注意してください。

口や鼻を覆ったり、首に巻き付くものは避けましょう

赤ちゃんの顔や首を覆ったり、首に巻き付くものは避けましょう。また、赤ちゃんの顔が布団に埋もれないように注意してください。

出典：乳幼児突然死症候群（SIDS）について（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html>

6-3 誤食事故防止の工夫



色分けした食器やトレイ（右側がアレルギー児用、左側が普通食用）
 右側のトレイには洗濯ばさみを付け、一目で分かるようにしている

出典：厚生労働省HP

「保育所等における事故防止対策の実施状況等に関する調査研究報告書」

7-1 災害への備え：施設・設備等の安全確保

保育所が、災害への備えとしてやるべきことは何か。



【保育指針第3章4】

(1) 施設・設備等の安全確保

- ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、**定期的**にこれらの安全点検を行うこと。
- イ 備品、遊具等の配置、保管を**適切**に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

施設、設備、遊具、玩具、園庭等について、安全点検表を作成して、具体的な点検項目、点検日、及び点検者を定めた上で**定期的**に点検することが必要である。

7-2 災害発生時の対応体制及び避難への備え

保育所は災害が起きた時に備えて、マニュアルの作成、避難訓練の実施、及びそれに基づくマニュアルの改訂をしておく必要がある。



【保育指針第3章4】

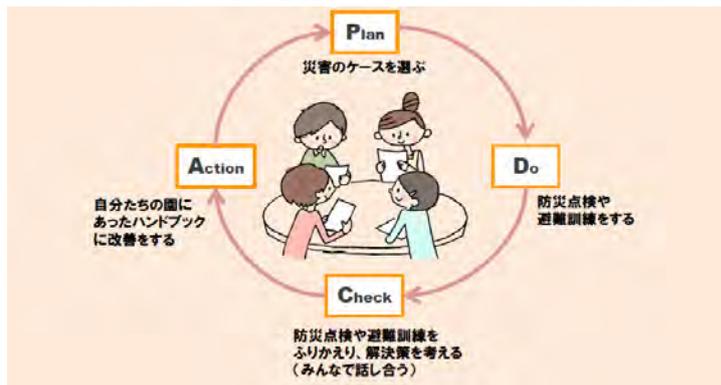
(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

- ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的な内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関する**マニュアル**を作成すること。
- イ 定期的に**避難訓練を実施**するなど、必要な対応を図ること。

重要な点は、**マニュアルに基づいた避難訓練の実施、及びそれに基づくマニュアルの改訂**である。

7-3 マニュアル等の改訂の方法

避難訓練を実施した後に振り返りを行う。
潜在的なリスクや課題を明らかにして、みんなで解決策を話し合う。



出典: 保育施設のための防災ハンドブックP6 (経済産業省)

7-4 参考になる資料

参考になる資料として、
「保育施設のための防災ハンドブック」(経済産業省)
がありますので、**必ず**読んでください。



これをもとに各保育所の実情に合わせた
マニュアルを作成してください。





序 「子育て支援」のポイント

項目	内容	ポイント
1 保育所における子育て支援に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の特性を生かした子育て支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所の特性 ・ 保育士等の専門性 ・ 子育て支援の基本的姿勢 (保護者の気持ちを受け止める→受容) (保護者の自己決定の尊重) ・ 日常の保育を活用した子育て支援
2 保護者の状況に配慮した個別の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な配慮を必要とする家庭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍家庭への対応
3 不適切な養育等が疑われる家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な養育が疑われる場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な養育等が疑われる家庭への支援 ・ 虐待が疑われる場合の通告義務



1-1 保育所の特性を生かした子育て支援

【保育指針第4章1(1)】

イ 保育及び子育てに関する知識や技術など、**保育士等の専門性**や、子どもが常に存在する環境など、**保育所の特性**を生かし、保護者が子どもの成長に気付き子育ての喜びを感じられるように努めること。

上記保育指針は、保育所における子育て支援は、**保育所の特性、保育士等の専門性**にもとづいて行うことを規定しています。

そこで、この**保育所の特性、保育士等の専門性**について検討していきましょう。

1-2 保育所の特性

- **継続的に**子どもの発達の援助及び保護者に対する子育て支援を行うことができる。
- 保育士や看護師、栄養士等の**専門性を有する職員**が配置されている。
- **子育て支援の活動にふさわしい設備**を備えている施設である。
- 地域の公的施設として、様々な**社会資源との連携**や**協力**が可能である。
- 乳児期から就学前に至る一人一人の様々な**育ちを理解し、支える保育**を実践している場である。

【保育所保育指針解説 P345、346】

1-3 保育所の特性を活かした具体的取組

入所児童の保護者に対し、
保育参観・参加や行事への
参加

地域の子育て家庭の保護者に対
し保育体験、行事への参加、園
庭開放

- 1 子どもを客観的に捉える
保護者が他の子どもと触れ合うと、自分の子どもを**客観的に**
捉えることが可能になる。
- 2 保護者同士の交流等
相互支援や保護者の自主的活動に繋がり、保護者の**養育力**
が向上する。

1-4 保育士の専門性

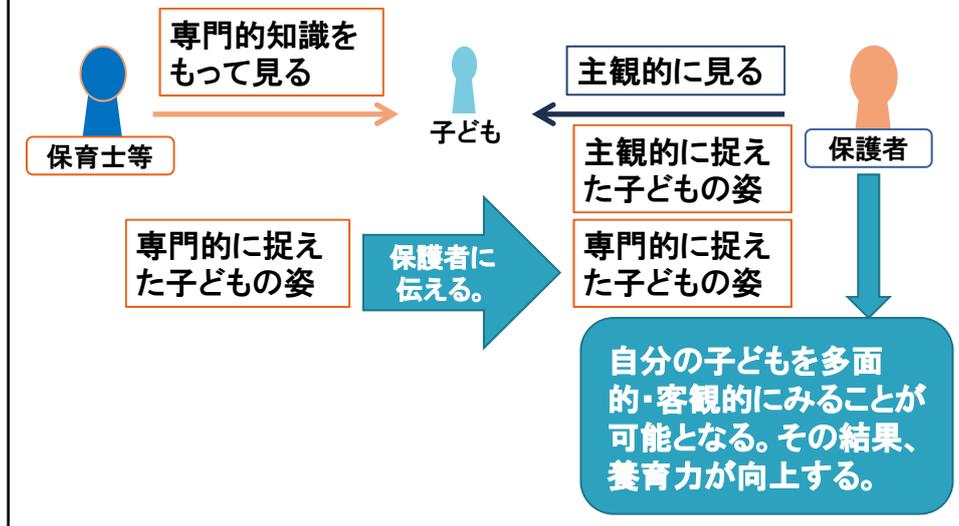
- (求められる資質を踏まえた)発達援助の知識及び技術
- (子どもが生活していく力を援助する)生活援助の知識及び技術
- (物的、人的、自然環境等の)環境構成の知識及び技術
- (子どもの興味や感心に応じて)遊びを豊かに展開する知識及び技術
- (子ども同士や子どもと保護者の)関係構築の知識及び技術
- (保護者支援のための)保護者に対する相談・助言の知識及び技術

【保育所保育指針解説 P17】

保育士は専門性の向上に努める必要がある。

1-5

保育士の専門性を活かした具体的取組



2-1

子育て支援の基本的姿勢

【保育指針第4章1(1)】

ア 保護者に対する子育て支援を行う際には、各地域や家庭の実態等を踏まえるとともに、保護者の**気持ちを受け止め**、相互の信頼関係を基本に、保護者の**自己決定**を尊重すること。

上記保育指針は、保育士等の子育て支援の基本的姿勢としては、**保護者の気持ちを受け止めること(受容)**と**保護者の自己決定を尊重すること**を規定しています。

そこで、これらの具体的内容について検討していきましょう。

2-2

受容

意義	利用者のあるがままを受け容れる。 利用者の考え方等は、利用者自身の「個性」であるため「決して頭から否定せず、どうしてそういう考え方になるかを理解する。」という考え方。
限界	自殺をしたい、病気の子どもを病院に連れて行く必要はない等の保護者の不適切な行動や要望を無条件に肯定したり、受け入れたりすることまでは受容ではない。

2-3

自己決定の尊重

意義	利用者の自己決定を促し尊重するという原則。 自らの行動を決定するのは利用者自身であるとする考え方。
注意点	自己決定の尊重は、自己判断を迫ったり、子育ての責任を保護者に押し付けることではない。 自己決定を支えるための保育士等の役割としては、 ・保護者とともに 問題を整理する ・自分自身が持つ力も含め、 情報を提供する ・保護者の判断を 支持・尊重する などがある。

3-1 日常の保育を活用した支援(子どもの様子を共有)

子育て支援に活用できる機会
(例)

朝夕
送迎時

個別
面談

保護
者会

おた
より

連絡帳

保育
参加

保護者と接する機会を逃さない！

保育士等の**専門性**から、子どもの心身の状態を的確に把握し保護者に伝える。

保護者に丁寧に伝える。

保護者が子どもの理解を深める。

保護者の養育力が向上

保護者が、子どもとの安定した親子関係を築ける。

4-1 保護者の状況に配慮した個別の支援

【保育指針第4章2(2)】

ウ **外国籍家庭**など、**特別な配慮を必要とする家庭**の場合には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

ここでは、**特別な配慮を必要とする家庭(外国籍家庭等)**への個別の支援について検討していきます。

4-2 外国籍家庭への対応

【保育指針解説書第4章2(2)ウ】

外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、……略……、特別な配慮を必要とする家庭では、社会的困難を抱えている場合も多い。

例えば、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なること、家庭での育児を他に頼ることができないこと、生活が困窮していることなど、その問題も複雑化、多様化してる。

【外国籍家庭への具体的な対応例】

- 体調不良時(発熱、けが等)詳細など伝え方を説明する場合
→母国語でカードやパネルに記載しておき、説明する。
- 保育所での生活の決まりなど、細かい説明が必要な場合
→保護者の知人など言葉がわかる人がいる場合は通訳してもらう。
ボランティア等の社会資源の活用等を検討する。
- 保護者間で交流を図る
→クラス懇談会などで母国の文化紹介の機会を設ける等

5-1 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

【保育指針第4章2(3)】

(3)不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、**虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。**

ここでは、**虐待が疑われる場合の通告義務**について検討していきます。

5-2 児童虐待の通告義務

児童虐待防止法の規定

【通告義務】 第六条

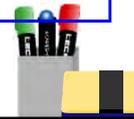
児童虐待を受けたと**思われる**児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

※ 児童虐待の疑いがあるだけでも通告する義務がある。

【秘密、個人情報との関係】 第六条

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

※ 児童虐待を通告することにより、個人情報等が開示することになっても責任を問われないこととされている。



5-3 保護者の児童虐待が疑われる場合

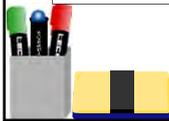
保育士等が、保護者の児童虐待が疑われる場面に遭遇した場合、どのように対応するのがいいでしょうか。下記の点を踏まえ考えてみましょう。

- ① 上司に相談せず通告するべきでしょうか。
- ② 保育士等が、通告する場合、連絡すべき関係機関はどこでしょうか。



5-4 保護者との関係

保育士等が児童虐待の通告をした後に、保護者から「あなたが通告をしたのか」と問い詰められた場合どのように対応するのがいいでしょうか。



第5章 「職員の資質向上」のポイント

序 「職員の資質向上」のポイント

項目	内容	ポイント
1 職員の資質向上に関する基本的事項	・ 保育の質の向上に向けた組織的な取組	・ 自己評価による課題の把握と協働しての課題解決 ・ 同僚性による保育の質の向上
2 研修の実施体制等	・ 体系的な研修計画の作成	・ 保育の課題や職員のキャリアパスを見据えた、体系的な研修計画の作成
3 研修の目的	・ 保育士の専門性	・ 発達援助の知識及び技術 ・ 遊びを豊かに展開する知識及び技術等 ・ その他



1-1 保育の質の向上に向けた組織的な取組

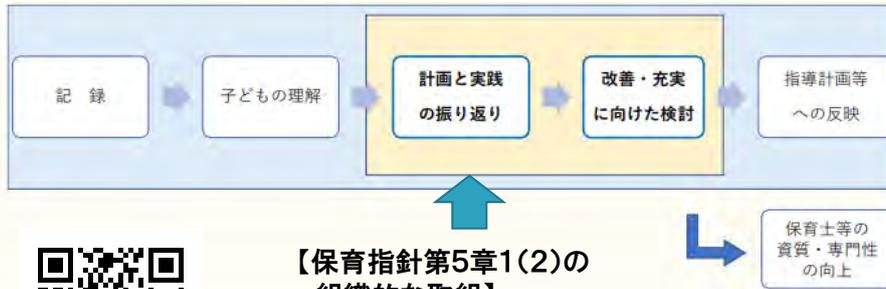
【保育指針 第5章 1 (2)】

保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身につけられるよう努めなければならない。

保育の質の向上に向けた組織的な取組を進めるためには、自己評価や同僚性が重要です。
次に、これらについて確認していきましょう。

1-2 保育の質の向上に向けた組織的な取組

評価→課題の発見→課題の解決策→見直し→指導計画への反映



出典：厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」

2-1 同僚性による保育の質の向上

保育士等の質の向上(保育の質の向上)のための取組の例として「**同僚性**」という考え方がある。

同僚性とは単に同じ職場にいる関係だけでなく、お互いに業務の質を高め合う職員間の関係である。

この**同僚性**を保育士にあてはめると、保育士はお互いの保育実践に関心を持ち、日常的な対話を通して、保育力の向上を目指すという関係になる(他の保育士に対する批判も含む。但尊重はするが)。

この関係が強ければ、保育の質の向上に向けた課題にお互いに取り組むようになり、保育の質が向上する。



2-2

同僚性に関する保育指針解説の記載

また、保育指針解説は**同僚性**について、次のように記載している。

【保育指針 第5章 3(1)解説】

初任者から経験を積んだ職員まで、全職員が自身の保育を振り返り、自らの課題を見だし、…(略)…互いの専門性を高め合う努力と探究を共に積み重ねることが求められる。……(略)……同じ保育所内の職員間において、日常的に若手職員が育つよう指導や助言をして**支え合っていく関係**をつくとともに、日頃から対話を通して子どもや保護者の様子を共有できる**同僚性**を培っておくことが求められる。

上記のような**同僚性**を培うような環境を作ることが、専門職としての保育士等の役割である。



2-3

同僚性による保育の質の向上

保育の質の向上（職員の資質向上）には、保育所内で**同僚性**という**組織文化**を高めることが重要である。

皆さんの保育所では、同僚性という組織文化はどの程度あるでしょうか。
考えてみてください。



2-4 同僚性の実践事例

厚生労働省のHPに「**子どもを中心に保育の実践を考
える**」というタイトルで実践事例集が公開されています。
この中の「**事例1**」が、同僚性に関するものです。
是非、実際に確認し、参考にしてください。



3-1 キャリアパスを見据えた体系的な研修計画の作成

【保育指針 第5章 4(1)】

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員の**キャ
リアパス**等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等
を踏まえた**体系的**な研修計画を作成しなければならない。

【キャリアパスの意味】

各職員が、定めた目標に到達するために通るべき道筋(必要な経験、
身に付けなければならないスキル等)。

初任者から管理職まで、それぞれの職位や職務内容等に合わせた
研修体系が必要である。具体的には、保育士等キャリアアップ研修が参
考になる。

3-2

保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善のイメージ

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組みを構築

新キャリアアップ研修の創設

→以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ①乳児保育 ②幼児教育
- ③障害児保育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者支援・子育て支援
- ⑦保育実践 ⑧マネジメント

※ 研修の実施主体:都道府県等

※ 研修修了の効力:全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合:以前の研修修了の効力は引き続き有効

新 副主任保育士 ※ライン職 新 専門リーダー ※スタッフ職

月額4万円の処遇改善

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新職務分野別リーダー

月額5千円の処遇改善

(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/5)

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
 - イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
 - ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
※同一分野について複数の職員に発令することも可能

厚生労働省HPより

保育士等 <平均勤続年数8年>

園長

<平均勤続年数24年>

主任保育士

<平均勤続年数21年>

3-3

保育の質の向上に向けた研修等をリードする人材

研修体制の充実には、園長任せではなく、職員からもアイデアや意見を出す必要がある。

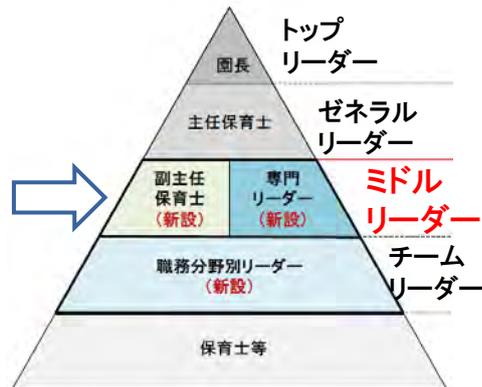
【保育指針解説書第5章1(2)】

……保育所では、こうした職員を育成していくことが重要である。一定の経験を経た職員が、それぞれの職位や職務に応じて、更に専門的な知識や技能を修得し、**ミドルリーダー**として必要なマネジメントとリーダーシップに関する能力を身に付けていけるよう、**キャリアパス**を見据えた体系的な研修機会の充実を図ることが求められる。……

園長や主任保育士につなぐのが**ミドルリーダー**の役割である。

3-4

ミドルリーダーのイメージ



組織の中心にいるミドルリーダーの役割は多岐にわたる

出典:厚生労働省

保育士のキャリアアップの仕組みの構築と処遇改善について

4-1

研修の目標(保育士の専門性)

研修の目標は、保育に関する課題解決であり、各々の保育所によって異なる。ただ、**保育士の専門性**が共通の目標となる。

- (これからの社会に求められる資質を踏まえた)発達援助の知識及び技術
- (子どもが生活していく力を援助する)生活援助の知識及び技術
- (物的、人的、自然環境等の)環境構成の知識及び技術
- (子どもの興味や感心に応じて)遊びを豊かに展開する知識及び技術
- (子ども同士や子どもと保護者の)関係構築の知識及び技術
- (保護者の養育支援のための)保護者に対する相談・助言の知識及び技術

【保育所保育指針解説 P17】

保育士は専門性の向上に努める必要がある。